光市公告第４０号

光市総合防災情報システム構築業務の委託について、公募型プロポーザルに係る手続を開始するため、下記のとおり公告する。

令和３年６月２９日

光市長　市　川　　熙

記

１　業務名

光市総合防災情報システム構築業務

２　業務目的

本業務は、災害関連情報の一元的な集約、庁内における情報共有、災害対策本部の発令判断支援及びワンオペレーションでの情報発信など、迅速かつ的確な災害対応を行うために必要な機能を有する総合防災情報システムを構築することを目的とする。

３　契約期間

契約締結日から令和６年３月３１日（日）まで

４　参加資格

本手続に参加できる者は、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

（１）　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しないこと。

（２）　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。ただし、会社更生法に基づく

更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者は、この限りでない。

（３）　公告日から契約締結日までの間において、光市物品調達等に係る指名停止等措置要綱（平成１６年光市告示第１５号）の規定による指名停止の措置を受けておらず、かつ、同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

（４）　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団、暴力団員（同条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。

（５）　過去５年間（平成２８年度から令和２年度まで）に地方自治体に対し、本市が求める総合防災情報システムと同等のシステムの構築又は導入業務を履行した実績（光市総合防災情報システム構築業務委託特記仕様書（案）に記載の映像表示装置（マルチモニター等）の調達及び設置に関する業務の実績は除く。）があること。

５　手続等

（１）　光市総合防災情報システム構築業務委託公募型プロポーザル実施要項（以下「実施要項」という。）等の入手方法

実施要項等は、市ウェブサイト（http://www.city.hikari.lg.jp/）から入手すること。

（２）　参加表明書類の提出方法等

ア　提出方法

持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、送付記録が残る方法にて受付期間内に必着とすること。

なお、提出の際には、封筒等の表面に「光市総合防災情報システム構築業務委託公募型プロポーザル参加表明書」と朱書きすること。

イ　受付期間

令和３年６月２９日（火）から令和３年７月８日（木）までの日（光市の休日に関する条例（平成１６年光市条例第２号）第１条第１項に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前８時３０分から午後５時１５分まで

ウ　提出場所

〒７４３－８５０１　山口県光市中央六丁目１番１号

光市役所総務部防災危機管理課

（３）　技術提案書類の提出方法等

ア　提出方法

持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、送付記録が残る方法にて受付期間内に必着とすること。

なお、提出の際には、封筒等の表面に「光市総合防災情報システム構築業務委託公募型プロポーザル技術提案書」と朱書きすること。

イ　受付期間

令和３年７月１３日（火）から令和３年７月２７日（火）までの日（休日を除く。）の午前８時３０分から午後５時１５分まで

ウ　提出場所

〒７４３－８５０１　山口県光市中央六丁目１番１号

光市役所総務部防災危機管理課

６　評価及び選定

（１）　選定審査

光市総合防災情報システム構築業務委託公募型プロポーザル評価委員会により行う。

（２）　選定審査方法

提出された参加表明書類及び技術提案書類の内容、技術提案書に基づくプレゼンテーション及びヒアリングにより、本業務の受託に最も適した者等を特定する。

７　その他

（１）　本手続に関する照会窓口は、光市総務部防災危機管理課（電話（０８３３）７２－１４０６）とする。

（２）　その他詳細は、実施要項等による。